

# 議会改革に関する検討結果

## 第2回報告書

令和2年6月

議員定数等議会改革推進特別委員会

令和 2 年 6 月 9 日

浜田市議会議長 川 神 裕 司 様

議員定数等議会改革推進特別委員会  
委員長 牛 尾 昭

### 議会改革に関する検討結果について（第 2 回報告）

新型コロナウイルス感染リスクの軽減を鑑み、参集機会を減らすことはもちろんのこと、今後、参集が不可能となることも想定し、議長からウェブ会議導入に係る詳細部分についての検討指示があり、下記のとおり検討が終了しましたので、結果を報告します。

今後、検討結果に伴う事務処理及び必要に応じて全議員への周知または関係する他の委員会等へ通知する等、適切な対応をお願いいたします。

#### 記

#### 1 浜田市議会におけるウェブ会議導入について

浜田市議会においては、すでにタブレット端末を議員全員に貸与していること（機器の整備）、原則全ての会議を動画配信しており、必要に応じて公開していること（動画等の情報公開）、多くの議員が個人で Wi-Fi 環境を整えていたり、市内の避難所や公民館等の公共施設に Wi-Fi 環境が整備されていたりすること（通信環境の整備）等の好条件を最大限活用することができるため、すべての議員に貸与しているタブレット端末に Zoom アプリを入れ、ウェブ会議が開催できる環境を整えた。

今後は、会議等の内容により、必要に応じてウェブ会議を開催し、活用していくこととする。

なお、ウェブ会議で開催できる会議は下記のとおりとし、今後必要に応じてさらに検討していくこととする。

##### ①新型コロナウイルス対策支援本部会議等（参集が困難な場合）

\* 議会基本条例第 5 条に規定する協議又は調整を行うための組織で開催する会議

##### ②全員協議会、政策討論会幹事会、政策討論会（参集が困難な場合）

\* 会議規則第 107 条に規定する協議又は調整を行うための場

##### ③会派や議員（委員）間等での協議や打ち合わせ

**\* 導入にかかる検討内容の詳細は別紙のとおり**

---

# 浜田市議会におけるウェブ会議導入について

---

## 1. ウェブ会議導入の経緯

昨今の新型コロナウイルス感染症拡大の状況は、大きな自然災害同様、非常の事態であり、その感染症対策については、浜田市はもちろんのこと、浜田市議会においても最重要課題と捉え、新型コロナウイルス感染症の発生防止や拡大抑制と市民の安全・安心確保のため、浜田市議会基本条例第5条に基づき、「浜田市議会新型コロナウイルス対策支援本部」を設置することとした。(令和2年4月17日設置)

なお、すでに議会基本条例第5条に基づき、「浜田市議会における災害発生時の対応要領」は策定していたが、災害対応の内容であったため、この度の感染症対策に適した、より機動力のあるものにするため、新たに、「浜田市議会新型コロナウイルス対策支援本部設置要領」(別紙のとおり)を定めたところである。

\* 支援本部の構成について、災害対策支援本部では、本部長(議長)、副本部長(副議長)、議会運営委員会委員の計13名であるが、新型コロナウイルス対策支援本部では、本部長(議長)、副本部長(副議長)、各会派代表者の計7名とした。

これは、構成員を少数にすることで、感染症の発生防止と拡大抑制の措置を講じ、会議開催を機動性の高いものにするためである。

令和2年4月21日の第1回新型コロナウイルス対策支援本部会議において、感染リスクの軽減を鑑み、参集機会を減らすことはもちろんのこと、今後、参集が不可能となることも想定し、議長からウェブ会議導入について提案があった。その後、令和2年5月12日の第2回新型コロナウイルス対策支援本部会議においてウェブ会議を試行した結果、今後の活用推進について確認がなされた。

以上、これらの経緯を踏まえ、浜田市議会におけるウェブ会議導入にかかる詳細部分については、議員定数等議会改革推進特別委員会において協議・確認等を行い、浜田市議会の取組として共通認識をもつこととする。

## 2. ウェブ会議で開催できる会議

以下の会議とし、今後必要に応じてさらに検討していくこととする。

### ① 新型コロナウイルス対策支援本部会議等(参集が困難な場合)

\* 議会基本条例第5条に規定する協議又は調整を行うための組織で開催する会議

### ② 全員協議会、政策討論会幹事会、政策討論会(参集が困難な場合)

\* 会議規則第107条に規定する協議又は調整を行うための場

### ③ 会派や議員(委員)間等での協議や打ち合わせ

### 【総務省自治行政局及び全国市議会議長会の見解について】

総務省自治行政局行政課長から令和2年4月30日付総行第117号「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について」によると、**条例や会議規則等について必要に応じて改正等の措置**を講じ、新型コロナウイルス感染症の**まん延防止措置の観点等**から委員会の開催場所への**参集が困難**と判断される実情がある場合に、**オンライン会議を活用することで委員会を開催することは差し支えない**という主旨の通知がある。

しかしながら、**全国市議会議長会**に問い合わせたところ、地方自治法（以下「法」という。）や会議規則、委員会条例等、法的根拠のある会議（本会議、委員会等）をウェブ会議で開催することについては、**積極的には推進していない**。なお、法第100条第12項、会議規則第107条第1項の規定による**協議又は調整の場（全員協議会、政策討論会等）については、参集が困難な場合は実施可能**と解する旨の回答をもらっている。

\* オンライン会議には、主にウェブ会議（パソコンやスマホを用いた会議システム）とテレビ会議（テレビモニターに専用機材を接続して複数拠点を結ぶ会議システム）があるが、浜田市議会では、ウェブ会議の導入を検討することとする。

## 3. ウェブ会議の方法

主な流れは下記のとおり。

詳細は、「Zoomによるウェブ会議マニュアル」（別途作成済み）を参照すること。

### ①仕様

- ・ウェブ会議のソフトウェアにZoomを使用する。

### ②使用機器

- ・全議員に貸与しているタブレット端末を使用する。

### ③会議開催の連絡

- ・議会事務局から各議員へ配信する会議開催案内に招待URL等（ミーティングID、パスワード等を含む）を貼付し、メールで送付する。

### ④議事進行

- ・通常は、会議を主宰する者が議事進行し、書記または事務局職員が補佐（記録、資料配信）する。（打ち合わせ等はこの限りでない。）

### ⑤通信環境の確保

- ・自宅または公民館等の公の施設等、Wi-Fi環境のある通信環境を確保する。

### ⑥情報の公開

- ・必要に応じて、Zoomによる画面の録画データを市議会ホームページ等により公開する。

### ⑦会議録

- ・必要に応じて、会議の議事録は、Zoomによる音声データにより、書記または事務局職員が作成する。

#### 4. 遵守事項

- ①貸与されているタブレット端末を使用すること。
- ②タブレット端末での Zoom 使用については、議会及び議員の活動に必要な場合に使用すること（浜田市議会タブレット端末の貸与及び運用に関する規程第3条による）
- ③招待 URL 等（ミーティング ID、パスワード等を含む）は、参加者だけに告知するものであり、外部へ拡散しないこと。
- ④会議開催 10 分前には指定されたアドレス等へアクセスし、事前の会議資料確認も含め、各自で会議参加の準備をしておくこと。
- ⑤Zoom による画面の録画データ（共有した資料を含む）や音声データの公開を個人的に行わないこと。
- ⑥議会及び議員の活動に必要な会議のために使用することを念頭に置き、参加の際の服装や身だしなみ、参加場所（周囲の音や背景、第三者がいないこと）、飲食等には十分配慮すること。

#### 5. まとめ

浜田市議会においては、すでにタブレット端末を議員全員に貸与していること（機器の整備）、原則全ての会議を動画配信しており、必要に応じて公開していること（動画等の情報公開）、多くの議員が個人で Wi-Fi 環境を整えていたり、市内の避難所や公民館等の公共施設に Wi-Fi 環境が整備されていたりすること（通信環境の整備）等の好条件を最大限活用することができるため、すべての議員に貸与しているタブレット端末に Zoom アプリを入れ、ウェブ会議が開催できる環境を整えた。

今後は、会議等の内容により、必要に応じてウェブ会議を開催していくものである。

## 浜田市議会新型コロナウイルス対策支援本部設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜田市議会基本条例第5条の規定に基づき、浜田市において新型コロナウイルス感染症の発生防止又は拡大抑制の措置が必要となった場合に、浜田市新型コロナウイルス対策本部（以下「対策本部」という。）と連携、協力し、対策活動を支援するとともに、議会として適切な対応を図るために必要な事項を定めるものとする。

(支援本部の設置)

第2条 議長は、感染症等の発生、拡大により対策本部が設置された場合、これに協力するため、浜田市議会新型コロナウイルス対策支援本部（以下「支援本部」という。）を設置することができる。

2 感染の状況により支援本部が設置できないときは、議長の指示の下、議会事務局が第4条各号に掲げる事務を行うものとする。

(支援本部の構成)

第3条 支援本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

2 本部長は議長をもって充て、支援本部の事務の統括及び本部員を指揮監督し、対策本部の会議に出席して議会としての意見を伝えるとともに、情報収集及び執行部との情報共有に努めるものとする。

3 副本部長は副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 本部員は、各会派代表者をもって充て、本部長、副本部長を補佐するとともに、支援本部の事務に従事する。

(支援本部の事務)

第4条 支援本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 議員の感染状況の確認を行うこと。
- (2) 対策本部から会議での情報提供を受け、必要に応じて各議員にその情報を提供すること。
- (3) 議員からの情報を収集・整理し、対策本部に提供すること。
- (4) 必要に応じて国・県等への要望活動を行うこと。
- (5) その他本部長が必要と認めること。

(議員の任務)

第5条 支援本部の事務に従事しない議員は、次に掲げる事務を遂行する。

- (1) 支援本部から対策本部における情報の提供を受けること。
- (2) 市民からの相談に応じて助言を行うこと。
- (3) 市民の意見及び要望等について、必要に応じて支援本部に報告すること。

(議会事務局の役割)

第6条 議会事務局は支援本部事務局の役割を担うものとする。

- (1) 事務局長は、対策本部の会議等に出席し、情報収集に努めるとともに、議会からの情報提供を行う。
- (2) 事務局職員は、各議員との連絡や感染情報の整理など、事務局の業務に従事する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

この要領は、令和2年4月16日から施行する。

**【参考】浜田市議会基本条例（危機管理）**

第5条 議会は、大規模災害等の緊急の事態から市民の生命、身体及び財産並びに生活の平穏を守るため、総合的かつ機能的な活動が図られるよう、市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）と協力し、危機管理体制の整備に努めるものとする。

2 議会は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、市長等と連携し、次に掲げるとおり対応するものとする。

- (1) 議長は、必要に応じて議員による協議又は調整を行うための組織を設置する
- (2) 議会は、状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて市長等に対し、提言及び提案を行う。

# 浜田市議会新型コロナウイルス対策支援本部における対応要領フロー

浜田市議会基本条例第5条の規定に基づき、浜田市において新型コロナウイルス感染症の発生防止又は拡大抑制の措置が必要となった場合に、浜田市議会が浜田市新型コロナウイルス対策本部（以下「対策本部」という。）と連携、協力し、対策活動を支援するとともに、議会として適切な対応を図るために必要な事項を定めるものとする。

